

岐阜市上下水道事業部談合情報対応マニュアル

平成14年3月29日決裁
改正 平成15年3月19日決裁
改正 平成17年3月25日決裁
改正 平成17年12月21日決裁
改正 平成20年3月31日決裁
改正 平成23年3月31日決裁
改正 平成26年10月31日決裁
改正 平成31年3月26日決裁
改正 令和3年3月31日決裁

第1 一般原則

1 情報の確認及び報告

上下水道事業部上下水道事業政策課長（以下「上下水道事業政策課長」という。）は、入札に付そうとし、又は付した工事等について談合に関する情報若しくは談合等不正行為が疑われる事象（以下「情報」という。）があった場合は、当該情報の提供者の氏名、住所、職業等を確認し、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、直ちに岐阜市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）に報告するものとする。この場合において、情報提供者が報道機関であるときは、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするように要請するものとする。

2 調査の必要性の検討

調査委員会は、前項本文の規定により報告を受けた場合は、調査の必要性の有無について審議するものとする。

第2 具体的対応

情報に係る対応については、次に定める手続によるものとする。

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

調査委員会が調査に値すると認めた場合は、上下水道事業政策課長は、次号及び第3号に定める措置をとるものとする。

イ 調査に値しない場合

アに掲げる場合以外の場合であって、入札執行後に談合の事実が認められたときは、上下水道事業政策課長は、入札を無効とする旨の警告を行った後に入札を実施し、全ての入札参加者から誓約書（様式第2号）を提出させた上で落札者と契約を締結する。ただし、電子入札による場合は、入札を無効とする旨の警告は行わない。

(2) 事情聴取及び調査委員会に対する報告

ア 上下水道事業政策課長は、入札執行後に談合の事実が認められた場合は入札を無効とする旨の警告を行った後に入札を実施し、開札の結果、情報と異なる結果となった場合は入札参加者から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結し、情報どおりの結果となった場合は契約を保留するものとする。ただし、電子入札による場合は、入札を無効とする旨の警告は行わない。

イ 契約を保留した場合は、上下水道事業政策課長は、工事等を主管する関係職員とともに、入札参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行う。

ウ 上下水道事業政策課長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（様式第3号）を作成する。

エ 上下水道事業政策課長は、事情聴取終了後、談合の事実があったと認められる場合は、入札の執行を取り止め、その旨を公正取引委員会に通知する。この場合において、当該入札に係る指名は、全て取り消すものとし、改めて当該入札について指名された者以外の者を指名する。

オ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の場合は、次号に定める措置をとるものとする。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の場合の対応

ア 入札参加者から工事費内訳書及び誓約書を提出させる。

イ 工事等を主管する関係職員は、工事費内訳書を精査し、その結果を上下水道事業政策課長を通じて調査委員会へ報告する。

ウ 調査委員会は、工事費内訳書の精査及び事情聴取の結果等に基づき、談合の事実の有無の判定及び今後の対応について審議するものとする。

(7) 談合の事実があったと認められる場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認めた場合は、入札を無効とし、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。この場合において、改めて入札を執行するときは、当該入札について指名された者以外の者を指名する。

(4) 談合の事実が確認できない場合の対応

a 調査委員会は、落札者と契約するのが妥当か否かの決定をするものとする。

b 調査委員会が落札者と契約しないのが妥当と決定した場合は、上下水道事業政策課長は、以後の契約手続きを取り止め、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。

c 調査委員会が落札者と契約するのが妥当と決定した場合は、上下水道事業政策課長は、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。

2 入札執行後に情報を把握した場合

(1) 契約締結以前の場合

ア 調査の必要性の検討等

(7) 調査に値する場合

調査委員会が調査に値すると認めた場合は、上下水道事業政策課長は、契約の締結を留保するとともに、イからカまでに定める措置をとるものとする。

(4) 調査に値しない場合

(7)に掲げる場合以外の場合は、上下水道事業政策課長は、入札参加者から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結する。

イ 事情聴取

上下水道事業政策課長は、工事等を主管する関係職員とともに、入札参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、誓約書を提出させる。この場合において、上下水道事業政策課長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成するものとする。

ウ 調査委員会に対する報告

上下水道事業政策課長は、事情聴取終了後、その結果等を調査委員会へ報告する。この場合

において、調査委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

エ 談合の事実があったと認められる場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認めた場合は、入札を無効とするとともに、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。

オ 談合の事実があったと認められない場合の対応

エに掲げる場合以外の場合は、上下水道事業政策課長は、入札参加者から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を公正取引委員会へ送付する。

(2) 契約締結以後の場合

ア 調査の必要性の検討等

(ア) 調査に値する場合

調査委員会が調査に値すると認めた場合は、上下水道事業政策課長は、イからオまでに定める措置をとる。

(イ) 調査に値しない場合

(ア)に掲げる場合以外の場合は、上下水道事業政策課長は、入札参加者から誓約書を提出させた上で工事等を続行する。

イ 事情聴取

上下水道事業政策課長は、工事等を主管する関係職員とともに、入札参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、誓約書を提出させる。この場合において、上下水道事業政策課長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成するものとする。

ウ 調査委員会に対する報告

上下水道事業政策課長は、事情聴取終了後、その結果等を調査委員会へ報告する。この場合において、調査委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

エ 談合の事実があったと認められる場合の対応

(ア) 調査委員会が談合の事実があったと認めた場合は、上下水道事業政策課長は、岐阜市上下水道事業部入札制度検討委員会に諮り、契約を解除するか否かを決定する。

(イ) 契約を解除した場合は、工事等担当課長は、工事請負契約約款に基づき精算を行うとともに、違約金の徴収、損害賠償請求その他必要な措置をとるものとする。

(ウ) 契約を解除しない場合は、工事等担当課長は、工事を続行させ、完成させるとともに、損害賠償請求等必要な措置をとるものとする。

(エ) 上下水道事業政策課長は、(ア)から(ウ)までに掲げる措置について、公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を公正取引委員会へ送付する。

オ 談合の事実があったと認められない場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認められない場合は、工事等担当課長は、工事等を続行する。この場合において、上下水道事業政策課長は、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を公正取引委員会へ送付する。

談合情報報告書

年 月 日

情 報 を 受 け た 日 時	年 月 日 () 時 分		
工 事 等 名			
発 注 機 関			
入 札 (予 定) 日 時	年 月 日 () 時 分		
情 報 提 供 者			
情 報 受 信 者			
情 報 手 段			
情 報 内 容			
情 報 の 概 要			
	対 応 者		
問 合 せ 先	TEL		

誓 約 書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代 理 人 氏 名

今般の 入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反する行為は、行っていないことを誓約します。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定又は刑法第96条の6の規定に違反した
工事請負契約約款第47条の2第1項
行為があったと認められるときは、業務委託契約約款第 条 の規定により契約を解除され
物品売買契約約款第 条

ても異議はありません。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

事 情 聴 取 書

工 事 等 名

聴 取 日 時

年 月 日 時 分～ 時 分

聴 取 場 所

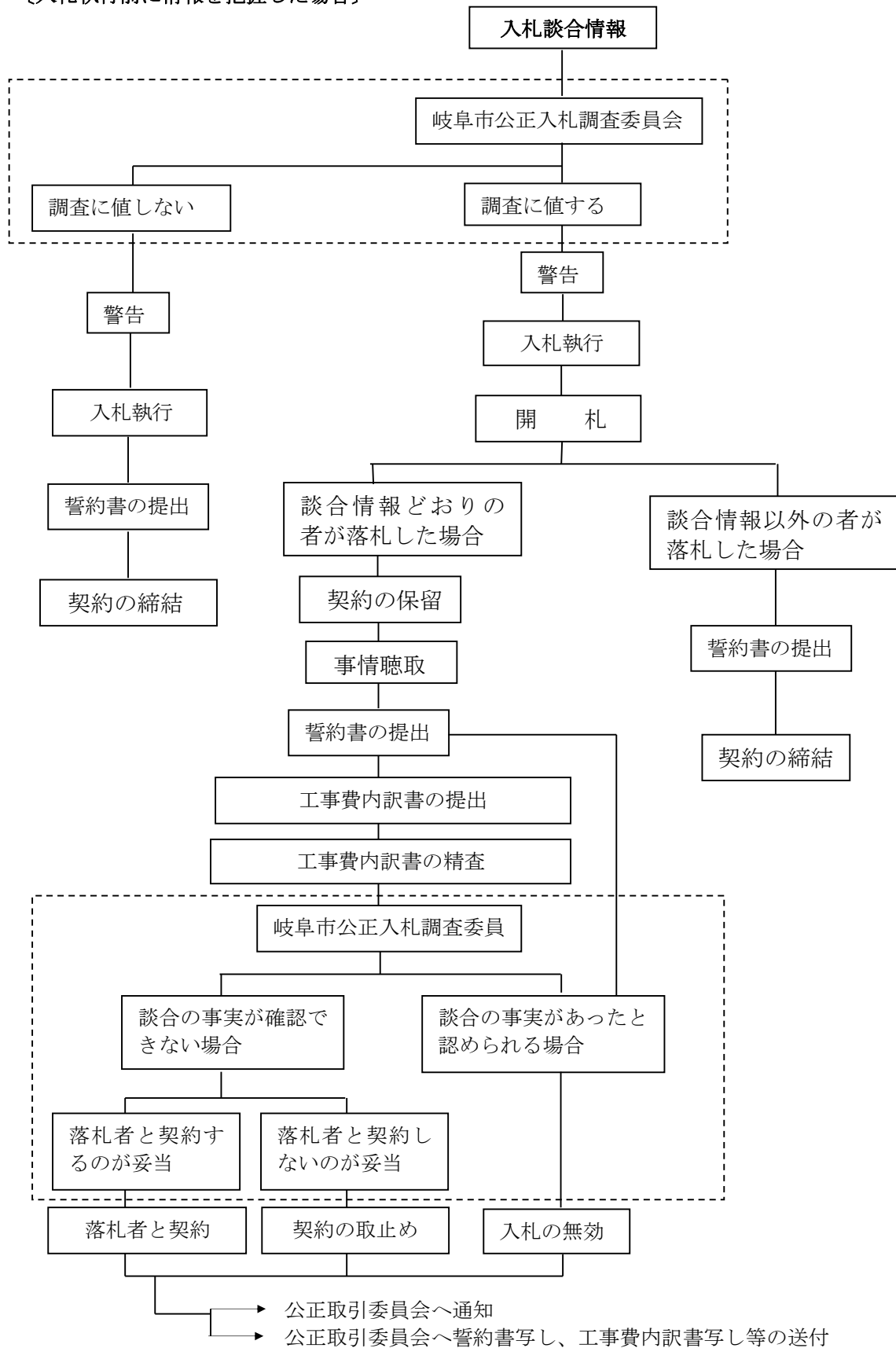
聴取を受けた者

聴取者職・氏名

聴 取 事 項	回 答
1 工事等の入札に先立ち、落札者が決定している（た）との情報がありますが、その事実がありますか。	
2 本件工事等について、他社の人と何らかの打合せ又は話し合いをしたことがありますか。	
3 打合せ等があったとすれば、どのような内容でしたか。	
4 このような情報を否定できる事実又は確信がありますか。	
5 このような情報が寄せられたことについて、心当たりがありますか。	
6 このような情報が寄せられたことの原因は何ですか。	
7 その他必要な事項	

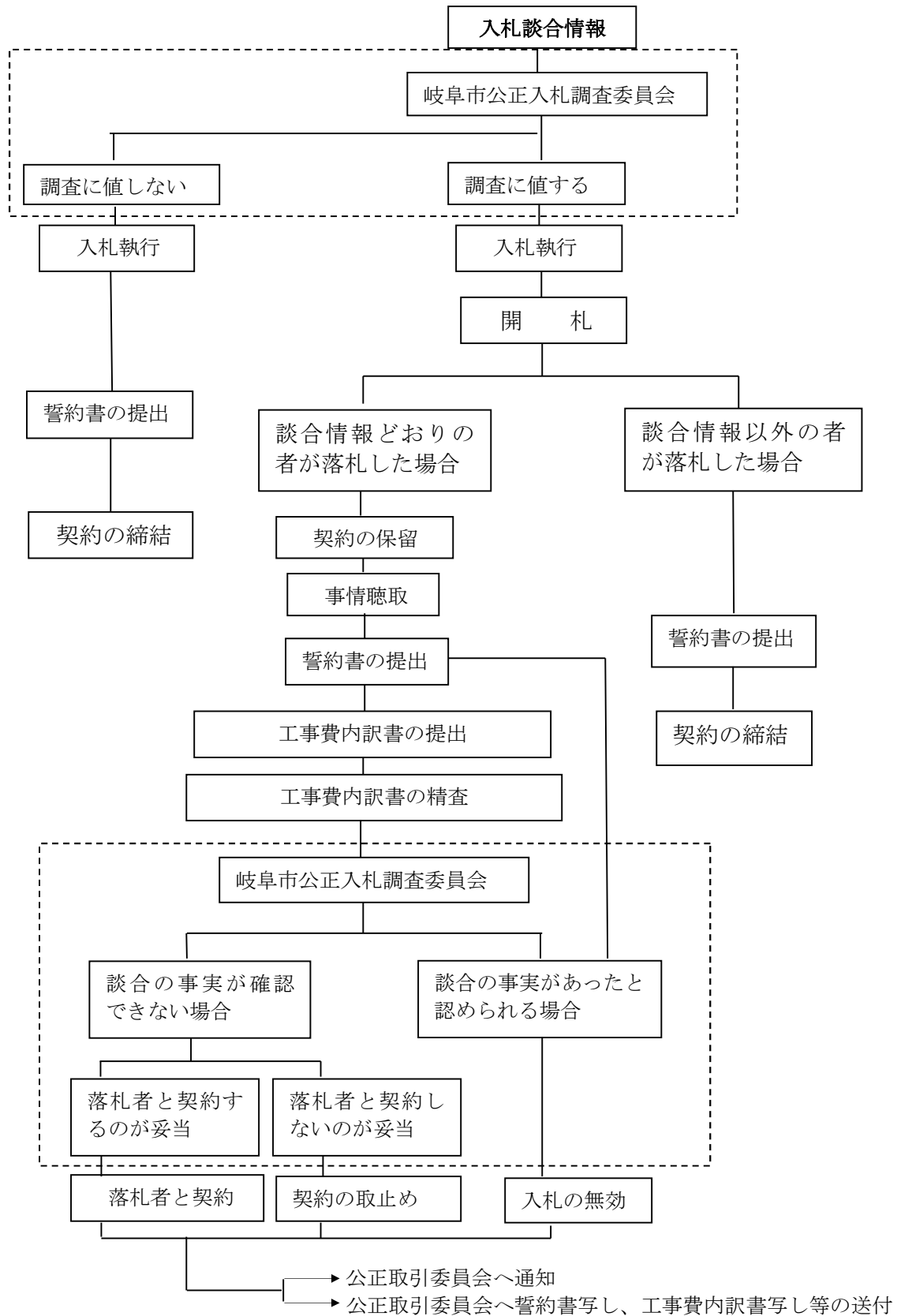
談合情報対応フロー図 1-1

〔入札執行前に情報を把握した場合〕



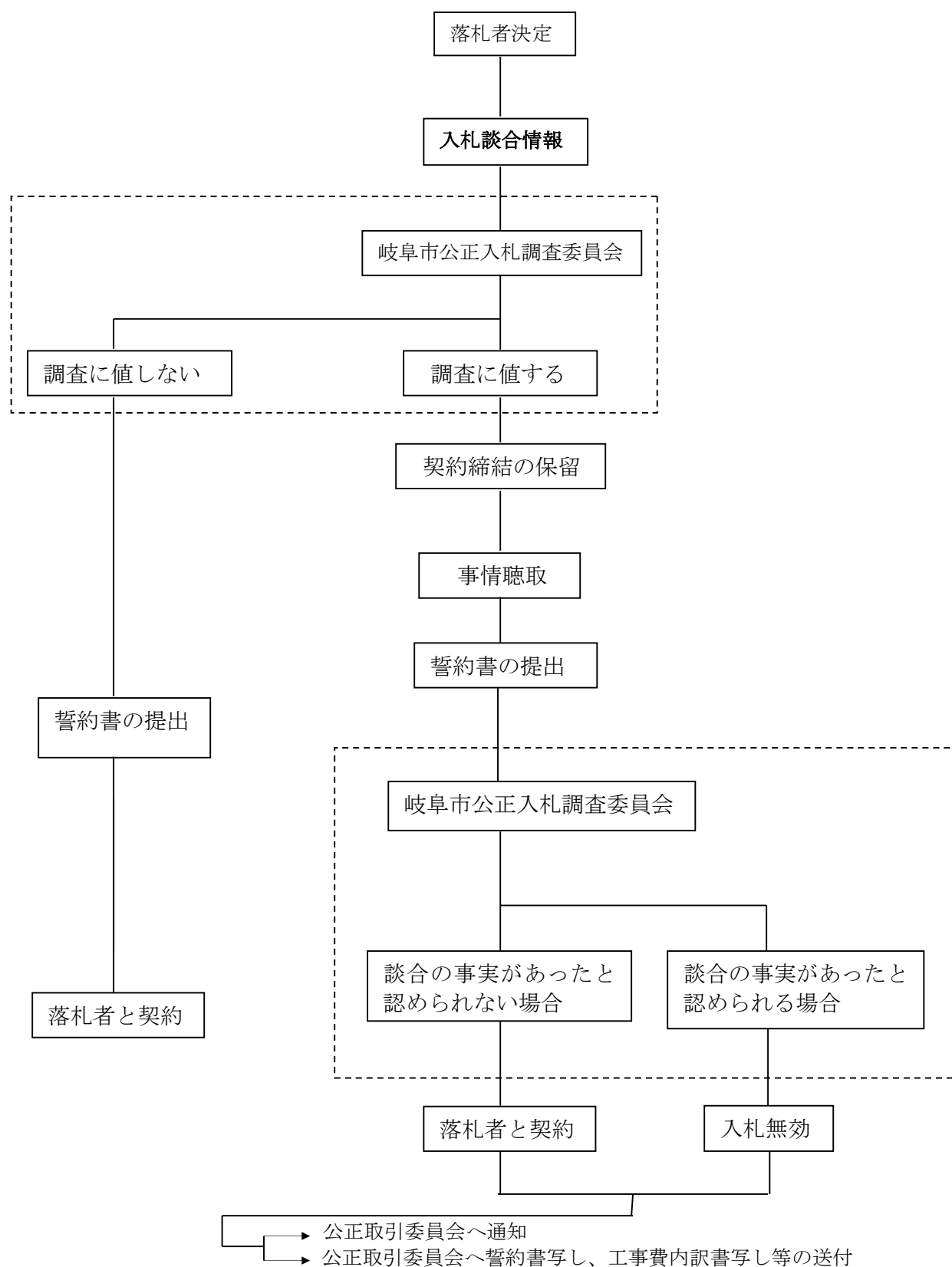
談合情報対応フロー図 1-2

〔入札執行前に情報を把握した場合（電子入札）〕



談合情報対応フロー図 2

〔入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以前の場合）〕



談合情報対応フロー図 3

〔入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以後の場合）〕

